

令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和6年11月

大阪国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は過去10年で最高を記録
- ・ 「実地調査」の件数及び非違件数は増加
 - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額、追徴税額及び1件当たりの申告漏れ所得金額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、8万4千件（前事務年度8万8千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は4万4千件（同4万9千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、8千6百件（同7千8百件）。うち、特別調査・一般調査が6千3百件（同5千8百件）、着眼調査が2千3百件（同2千件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、7万5千件（同8万件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,543億円（同1,269億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、954億円（同904億円）。うち特別調査・一般調査によるものは871億円（同834億円）、着眼調査によるものは83億円（同69億円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、590億円（同366億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、239億円（同231億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、196億円（同199億円）。うち特別調査・一般調査によるものは187億円（同193億円）、着眼調査によるものは9億円（同6億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、227万円（同257万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、44億円（同32億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
		対前年比		対前年比		対前年比					
調査等件数 件	5,792	103.8%	1,965	98.9%	7,757	102.6%	80,263	94.3%	88,020	94.9%	
	6,267	108.2%	2,343	119.2%	8,610	111.0%	75,066	93.5%	83,676	95.1%	
申告漏れ等の 非 違 件 数 件	5,136	104.5%	1,307	104.1%	6,443	104.5%	43,036	90.4%	49,479	92.0%	
	5,551	108.1%	1,636	125.2%	7,187	111.5%	36,480	84.8%	43,667	88.3%	
申 告 漏 れ 所 得 金 額 百万円	83,446	97.6%	6,914	111.5%	90,360	98.6%	36,581	129.0%	126,941	110.2%	
	87,050	104.3%	8,304	120.1%	95,354	105.5%	58,979	161.2%	154,334	121.6%	
追 徴 税 額	本 税 百万円	16,149	104.4%	572	132.3%	16,721	105.4%	3,138	92.8%	19,860	101.8%
		15,759	97.6%	775	135.5%	16,534	98.9%	4,277	136.3%	20,811	104.8%
	加 算 税 百万円	3,106	102.5%	72	150.0%	3,179	103.0%	38	180.0%	3,217	105.3%
		2,929	94.3%	94	130.6%	3,023	95.1%	103	271.1%	3,126	97.2%
	計 百万円	19,256	104.0%	644	134.3%	19,900	105.0%	3,176	94.1%	23,076	102.2%
		18,688	97.1%	869	134.9%	19,558	98.3%	4,380	137.9%	23,937	103.7%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額 万円	1,441	94.1%	352	113.0%	1,165	96.0%	46	137.9%	144	116.2%
		1,389	96.4%	354	100.6%	1,107	95.0%	79	171.7%	184	127.8%
	本 税 万円	279	100.4%	29	137.9%	216	102.7%	4	100.0%	23	105.3%
		251	90.0%	33	113.8%	192	88.9%	6	150.0%	25	108.7%
	加 算 税 万円	54	100.0%	4	150.0%	41	100.0%	0.05	200.0%	4	100.0%
	47	87.0%	4	100.0%	35	85.4%	0.14	280.0%	4	100.0%	
	計 万円	332	100.4%	33	136.4%	257	102.3%	4	100.0%	26	109.5%
		298	89.8%	37	112.1%	227	88.3%	6	150.0%	29	111.5%

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 朱書きは、全国の対前年比を示す。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

➤ 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1千9百件(前事務年度1千9百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千6百件(同1千7百件)となっています。

申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、197億円(同176億円)となっています。

令和5事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4事務年度	5事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 1,918	件 1,880	% 98.0
土地建物等	1,194	1,437	120.4
株式等	724	443	61.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,692	件 1,606	% 94.9
土地建物等	1,008	1,197	118.8
株式等	684	409	59.8
③ 非違割合 (② / ①)	% 88.2	% 85.4	ポイント ▲ 2.8
土地建物等	84.4	83.3	▲ 1.1
株式等	94.5	92.3	▲ 2.2
④ 申告漏れ所得金額	億円 176	億円 197	% 111.8
土地建物等	129	146	113.5
株式等	48	51	107.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 920	万円 1,050	% 114.1
土地建物等	1,077	1,016	94.3
株式等	661	1,159	175.4

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離課税所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税については調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加
- ・ 「簡易な接触」の件数及び非違件数は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1万8千5百件（前事務年度1万3千6百件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1万3千件（同9千5百件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、5千4百件（同4千7百件）。うち、特別調査・一般調査が4千2百件（同3千8百件）、着眼調査が1千2百件（同9百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1万3千件（同8千9百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、86億円（同79億円）と、過去最高になっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、78億円（同71億円）。うち、特別調査・一般調査によるものは74億円（同69億円）、着眼調査によるものは4億円（同3億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、143万円（同152万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、8億円（同8億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分	実地調査						簡易な接触		調査等合計			
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比				
調査等件数	件	3,840	105.1%	860	99.9%	4,700	104.2%	8,940	137.2%	13,640	128.2%	
	件	4,205	109.5%	1,236	143.7%	5,441	115.8%	13,017	145.6%	18,458	135.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	件	3,376	106.0%	642	99.0%	4,018	104.8%	5,451	138.7%	9,469	127.0%	
	件	3,687	109.2%	920	143.3%	4,607	114.7%	8,377	153.7%	12,984	137.1%	
追徴税額	本 税	百万円	5,695	106.4%	214	118.2%	5,909	106.5%	787	107.0%	6,696	106.6%
		百万円	6,102	107.1%	345	161.2%	6,447	109.1%	750	95.3%	7,197	107.5%
	加 算 税	百万円	1,181	108.6%	41	150.0%	1,222	108.2%	31	66.7%	1,253	107.9%
		百万円	1,295	109.7%	56	136.6%	1,351	110.6%	23	74.2%	1,374	109.7%
計	百万円	6,876	106.8%	255	107.1%	7,131	106.8%	818	105.0%	7,949	106.8%	
	百万円	7,397	107.6%	401	157.3%	7,797	109.3%	773	94.5%	8,571	107.8%	
一 件 当 た り	本 税	万円	148	100.8%	25	108.3%	126	101.9%	9	87.5%	49	82.9%
		万円	145	98.0%	28	112.0%	118	93.7%	6	66.7%	39	79.6%
	加 算 税	万円	31	103.6%	5	100.0%	26	104.2%	0.35	50.0%	9	85.7%
		万円	31	100.0%	5	100.0%	25	96.2%	0.18	51.4%	7	77.8%
計	万円	179	101.3%	30	114.3%	152	102.3%	9	77.8%	58	83.3%	
	万円	176	98.3%	32	106.7%	143	94.1%	6	66.7%	46	79.3%	

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。
 5 朱書きは、全国の前年比を示す。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 3.2 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、961 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 298 万円に比べ、3.2 倍となっています。
- 海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 959 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 298 万円に比べ、3.2 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、245 件（前事務年度 384 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、4,025 万円（同 3,524 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,389 万円（同 1,441 万円）に比べ、2.9 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、99 億円（同 135 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 24 億円（同 38 億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4 事務年度	5 事務年度			
調査件数	384	245	63.8%	6,267	
申告漏れ等の非違件数	331	213	64.4%	5,551	
申告漏れ所得金額	135	99	73.3%	871	
追徴税額	38	24	63.2%	187	
1 件当たり	申告漏れ所得金額	3,524	4,025	114.2%	1,389
	追徴税額	988	961	97.3%	298

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4 事務年度	5 事務年度			
調査件数	141	99	70.2%	6,267	
申告漏れ等の非違件数	122	85	69.7%	5,551	
申告漏れ所得金額	58	42	72.4%	871	
追徴税額	14	9	64.3%	187	
1 件当たり	申告漏れ所得金額	4,141	4,206	101.6%	1,389
	追徴税額	982	959	97.7%	298

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.1 倍～

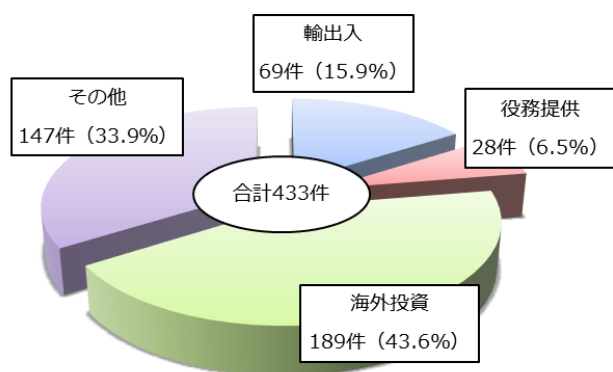
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、611 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 298 万円に比べ、2.1 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、433 件（前事務年度 407 件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は 103 億円（同 134 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 26 億円（同 47 億円）に上ります。

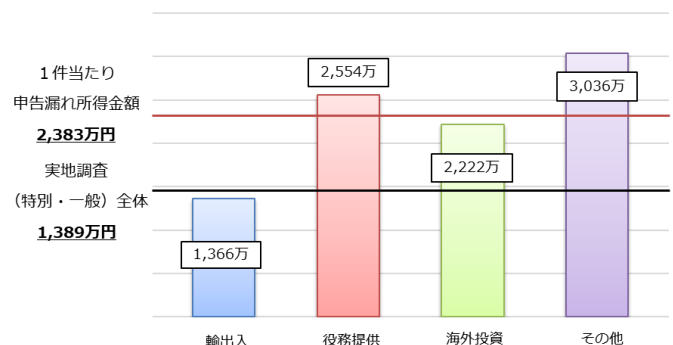
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4 事務年度	5 事務年度			
調査件数	407	433	106.4%	6,267	
申告漏れ等の非違件数	361	385	106.6%	5,551	
申告漏れ所得金額	134	103	76.9%	871	
追徴税額	47	26	55.3%	187	
一件当たり	申告漏れ所得金額	3,287	2,383	72.5%	1,389
	追徴税額	1,145	611	53.4%	298

○ 取引区分別の調査の状況



【1 件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の2.5倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は744万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の298万円に比べ、2.5倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、241件（前事務年度204件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,492万円（同1,426万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は36億円（同29億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は371万円（同390万円）となっています。また、追徴税額の総額は9億円（同8億円）に上ります。

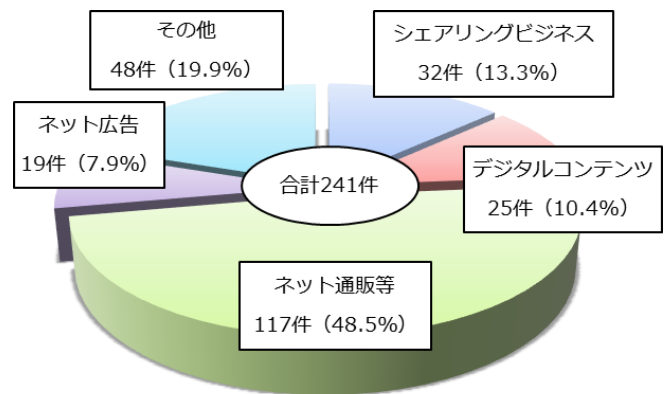
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、76件（前事務年度85件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,281万円（同3,859万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は17億円（同33億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は6億円（同13億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	204	241	118.1%	6,267
申告漏れ等の非違件数	187	202	108.0%	5,551
申告漏れ所得金額	29	36	124.1%	871
追徴税額	8	9	112.5%	187
一件当たり 申告漏れ 所得金額	1,426	1,492	104.6%	1,389
一件当たり 追徴税額	390	371	95.1%	298

【取引区分別の調査状況】



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	85	76	89.4%	6,267
申告漏れ等の非違件数	74	71	95.9%	5,551
申告漏れ所得金額	33	17	51.5%	871
追徴税額	13	6	46.2%	187
一件当たり 申告漏れ 所得金額	3,859	2,281	59.1%	1,389
一件当たり 追徴税額	1,507	744	49.4%	298

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況 ～消費税の追徴税額の総額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の 42 億円に上ります。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和 5 事務年度においては、788 件（前事務年度 758 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、2,515 万円（同 3,255 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,389 万円（同 1,441 万円）に比べ、1.8 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 198 億円（同 247 億円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 471 万円（同 752 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 298 万円（同 332 万円）の 1.6 倍となっています。また、追徴税額の総額は 37 億円（同 57 億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和 5 事務年度においては、1,575 件（同 1,529 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの追徴税額は 268 万円（同 258 万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の 176 万円（同 179 万円）に比べ、1.5 倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高の 42 億円（同 39 億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4 事務年度	5 事務年度	対前年比	
調査件数 件	758	788	104.0%	6,267
申告漏れ所得金額 億円	247	198	80.2%	871
追徴税額 億円	57	37	64.9%	187
1 件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	3,255	2,515	77.3%	1,389
1 件当たり 追徴税額 万円	752	471	62.6%	298

<消費税>

項目	事務年度等			5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4 事務年度	5 事務年度	対前年比	
調査件数 件	1,529	1,575	103.0%	4,205
追徴税額 億円	39	42	107.7%	74
1 件当たり追徴税額 万円	258	268	103.9%	176

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、209件（前事務年度221件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は102万円（同157万円）となっています。また、追徴税額の総額は2.1億円（同3.5億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件		221	209	94.6%
申告漏れ等の非違件数	件		141	151	107.1%
追徴税額	億円		3.5	2.1	60.0%
1件当たり追徴税額	万円		157	102	65.0%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、38件（前事務年度71件）課税処理しました。
 - 1件当たりの追徴税額は209万円（同113万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は0.8億円（同0.8億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	
				対前年比
調査件数	件	71	38	53.5%
追徴税額	億円	0.8	0.8	100.0%
1件当たり追徴税額	万円	113	209	185.0%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	ブリーダー	2,970	1,342	7
2	くず金・くず鉄卸売業	2,748	1,415	-
3	ホステス、ホスト	2,535	567	-
4	コンテンツ配信	2,422	436	-
5	内科医	1,897	890	-
6	バ	1,895	1,050	-
7	特定貨物自動車運送	1,518	396	3
8	中華料理	1,516	549	-
9	酒場	1,490	525	-
10	システムエンジニア	1,436	341	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	風俗業	2,516	風俗業	2,036	風俗業	1,805	キヤバラ	2,715	風俗業	2,424
2	食肉卸売業	1,542	人材派遣	1,650	食肉小売業	1,465	機械器具部品修理	2,000	人材派遣	1,902
3	廃棄物処理業	1,526	医薬品小売業	1,148	特定貨物自動車運送	1,198	すし	1,645	不動産代理仲介	1,759
4	整形外科医	1,357	解体工事	1,003	防水工事	1,165	パ	1,612	機械器具部品修理	1,588
5	一般機械器具卸売業	1,163	鉄骨・鉄筋工事	999	ダンブ運送	1,117	風俗業	1,423	清掃業	1,551

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	すし	2,406	商工業デザイナー	2,636	ホステス・ホスト	4,573	学習塾経営	1,986	ブリーダー	2,970
2	風俗業	2,363	保険代理業	1,535	ブリーダー	3,444	自動車小売	1,898	くず金・くず鉄卸	2,748
3	くず金・くず鉄卸売業	1,683	特定貨物自動車運送	1,531	プログラマー	2,491	特定貨物自動車運送	1,883	ホステス・ホスト	2,535
4	パ	1,430	プログラマー	1,502	貨物軽車両運送	2,241	化粧品卸売	1,709	コンテンツ配信	2,422
5	冷暖房設備工事	1,414	清掃業	1,425	一般貨物自動車運送	2,035	タイヤ工事	1,683	内科医	1,897

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。